

学校・寄宿舎における薬の服用について

対象：幼稚部から高等部普通科 ※一部中学部・高等部普通科生のみ対象があります。

	薬の例・取り扱い事項	提出書類
長期薬	長期服用するもの 抗てんかん薬・抗アレルギー薬・抗喘息薬など日常的に使用するものを指す	① A 長期薬 薬の使用に関する書類 様式1 ② 薬剤説明書のコピー ③ 服用確認書 様式3(確認が必要な者)
短期薬	短期服用するもの かぜ薬・貼付薬・塗り薬等で期間が比較的短期間のものを指す	① B 短期薬 薬の使用に関する書類 様式2 ② 薬剤説明書のコピー ③ 服用確認書 様式3(確認が必要な者)
頓服薬など	中学部・高等部普通科生のみ対象 やむを得ず一時的に服用するもの。また、1日の使用回数や使用する間隔が決まっているもの。 医師に処方された鎮痛薬(生理痛・片頭痛など)、吸入薬なども含む ※服用の仕方については、事前に保護者と確認する。 ※服用の際は、必ず状態の報告も含め、服用したことを保護者に事後連絡する。	★事前に学校または寄宿舎へ御相談ください。御相談後に書類をお渡しします。 ① 頓服薬等の使用に関する書類及び服用確認書 様式4 ② 薬剤説明書のコピー
宿泊時	宿泊を伴う学校行事において使用する薬	① 宿泊を伴う学校行事における薬の使用について 様式5 ② 薬剤説明書のコピー ③ 服用確認書(宿泊時)様式3-3
非常時	災害時や気象警報令によって学校に長期間待機する場合に必要な薬 ※3日分の薬を準備する。詳細は「災害備蓄薬のお願いについて」をご覧ください。	① A 長期薬 薬の使用に関する書類 様式1のコピー ② 薬剤説明書のコピー ③ 服用確認書 様式3(確認が必要な者)
緊急薬	緊急時に服用するもの <u>てんかん発作による坐薬のみ</u> (服用経験があり安全が確認されていること)	★事前に学校または寄宿舎へ御相談ください。御相談後に書類をお渡しします。 ① 緊急与薬指示書(医師による指示書) ② 緊急時の連絡先 ③ 緊急与薬依頼書 ④ 薬剤説明書のコピー

・服用確認対象者は、幼稚部から中学部全員と高等部普通科の申し出があった生徒のみとします。高等部普通科生は、別紙の様式1、様式2を記入の際は、服用確認の希望の有無へチェックをしてください。

※但し、「頓服薬」、「緊急薬」については、全員服用確認が必要となります。

・「服用確認書」は、服用確認後、学校職員または寄宿舎職員が確認してサインをしてお返しします。